

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	ホワイト&ケース法律事務所 弁護士 宇佐神 順
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 丸の内トラストタワー本館26階
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	令和3年5月10日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人
証券コード	3298
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	101 合同会社
住所又は本店所在地	東京都港区六本木六丁目15番1号六本木ヒルズけやき坂テラス4階
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号丸の内トラストタワー本館26階 ホワイト&ケース法律事務所 弁護士 宇佐神 順
電話番号	03(6384)3300

2【提出者（大量保有者） / 2】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	エスディーエスエス インベスコ リミテッド (SDSS Investco Limited)
住所又は本店所在地	ガンジー島 GY1 2HL セント・ピーター・ポート、ロイヤル・ア ベニュー、ロイヤル・プラザ1
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 丸の内トラストタワー本館26階 ホワイト&ケース法律事務所 弁護士 宇佐神 順
電話番号	03(6304)3300

3【提出者（大量保有者） / 3】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	エスディーエスエス ケイ インベスコ リミテッド (SDSS K Investco Limited)
住所又は本店所在地	ガンジー島 GY1 2HL セント・ピーター・ポート、ロイヤル・ア ベニュー、ロイヤル・プラザ1
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 丸の内トラストタワー本館26階 ホワイト&ケース法律事務所 弁護士 宇佐神 順
電話番号	03(6304)3300

4【提出者（大量保有者） / 4】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	エスエスエフ ユーエス インベスコ エス エルピー (SSF U.S. Investco S, L.P.)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国19801デラウェア州ニューキャッスル郡ウィルミント ン、オレンジ・ストリート1209、コーポレーション・トラスト・セン ター
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 丸の内トラストタワー本館26階 ホワイト&ケース法律事務所 弁護士 宇佐神 順
電話番号	03(6304)3300

5【提出者（大量保有者） / 5】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	エスエスエフ ユーエス インベスコ シー エルピー (SSF U.S. Investco C, L.P.)

住所又は本店所在地	アメリカ合衆国19801デラウェア州ニューキャッスル郡ウィルミントン、オレンジ・ストリート1209、コーポレーション・トラスト・センター
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 丸の内トラストタワー本館26階 ホワイト&ケース法律事務所 弁護士 宇佐神 順
電話番号	03(6304)3300

6【提出者（大量保有者）/6】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	エスオーエフ イチイチ インターナショナル インベストコ リミテッド (SOF-11 International Investco Limited)
住所又は本店所在地	ガンジー島 GY1 2HL セント・ピーター・ポート、ロイヤル・アベニュー、ロイヤル・プラザ1
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 丸の内トラストタワー本館26階 ホワイト&ケース法律事務所 弁護士 宇佐神 順
電話番号	03(6304)3300

【訂正事項】

訂正される報告書名	大量保有報告書
訂正される報告書の報告義務発生日	令和3年3月26日
訂正箇所	下記参照 提出者2乃至提出者5につき、保有株券等の数、取得資金の額を訂正いたしました。

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者）/2】

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	110,086		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 110,086	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		110,086

保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U
--	---

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者）/2】

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	110,087		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 110,087	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） (O+P+Q-R-S)	T		110,087
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者）/2】

(7)【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	1,551,474
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	1,551,474

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者）/2】

(7)【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	1,551,488
借入金額計（X）（千円）	

その他金額計（Ｙ）（千円）	
上記（Ｙ）の内訳	
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	1,551,488

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

3【提出者（大量保有者） / 3】

（4）【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	198,429		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 198,429	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		198,429
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

3【提出者（大量保有者） / 3】

（4）【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	198,432		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L

対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	198,432	P
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		198,432
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

3【提出者（大量保有者） / 3】

（7）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	2,796,518
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	2,796,518

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

3【提出者（大量保有者） / 3】

（7）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	2,796,560
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	2,796,560

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

4【提出者（大量保有者） / 4】

（4）【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	43,317		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K

株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	43,317	P
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		43,317
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

4【提出者（大量保有者） / 4】

（4）【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）		43,314	
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	43,314	P
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		43,314
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

4【提出者（大量保有者） / 4】

（7）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）		610,479
借入金額計（X）（千円）		

その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	610,479

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

4【提出者（大量保有者） / 4】

（7）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	610,436
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	610,436

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

5【提出者（大量保有者） / 5】

（4）【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	32,442		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 32,442	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		32,442
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

5【提出者（大量保有者） / 5】

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	32,441		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 32,441	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		32,441
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

5【提出者（大量保有者） / 5】

(7)【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	457,214
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	457,214

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

5【提出者（大量保有者） / 5】

(7)【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	457,200
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	

取得資金合計（千円）（W+X+Y）	457,200
-------------------	---------

（訂正前）

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(3)【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数（総数） （株・口）	株券等保有割合（％）
101 合同会社	19,336	0.22
エスディーエスエス インベストコ リミテッド (SDSS Investco Limited)	110,086	1.25
エスディーエスエス ケイ インベストコ リミテッド (SDSS K Investco Limited)	198,429	2.25
エスエスエフ ユーエス インベストコ エス エルピー (SSF U.S. Investco S, L.P.)	43,317	0.49
エスエスエフ ユーエス インベストコ シー エルピー (SSF U.S. Investco C, L.P.)	32,442	0.37
エスオーエフ イチイチ インターナショナル インベストコ リミテッド (SOF-11 International Investco Limited)	42,890	0.49
合計	446,500	5.07

（訂正後）

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(3)【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数（総数） （株・口）	株券等保有割合（％）
101 合同会社	19,336	0.22
エスディーエスエス インベストコ リミテッド (SDSS Investco Limited)	110,087	1.25
エスディーエスエス ケイ インベストコ リミテッド (SDSS K Investco Limited)	198,432	2.25
エスエスエフ ユーエス インベストコ エス エルピー (SSF U.S. Investco S, L.P.)	43,314	0.49
エスエスエフ ユーエス インベストコ シー エルピー (SSF U.S. Investco C, L.P.)	32,441	0.37
エスオーエフ イチイチ インターナショナル インベストコ リミテッド (SOF-11 International Investco Limited)	42,890	0.49
合計	446,500	5.07